大阪市を廃止・分割する「大阪都構想」に対する自治労見解

1.　2015年3月、大阪府・市両議会において大阪市を廃止・分割する「特別区設置協定書」が議決されたことで、大阪市の廃止と特別区の設置の是非を問う住民投票が5月17日に実施されることが確定した。大阪市を解体してその機能を大阪府が吸収し、新たに5つの特別区を作るとしているが、住民に身近なところで自治の単位を考えるという、地方自治、地方分権の理念に反している。

2.　この協定書は、法定協議会での議論を尽くさず大阪維新の会が単独で取りまとめたもので、民主的ルールを踏まえたとは到底言えない。昨年10月に大阪府・市両議会にて一旦否決されたにもかかわらず、同内容のものを強引な政治手法を用いて可決させたもので、この協定書をもとに住民投票を実施することは極めて問題である。同時に、橋下市長自身の主義主張を実現させること自体が目的化され、議会軽視、市民不在と断じざるを得ない。

　　加えて、現場で働く組合員に対し、箝口令とも言うべき市長命令を出し、住民投票に関する一切の発言を禁止させるという言論統制は許されざる行為である。

3.　市民にとってみれば、大阪市を廃止することで市民への行政サービスがどのように変化するのかなどの情報が伝わっておらず、市民の理解がないままに住民投票の実施が決定され、否応なく重要な選択を迫られることになったことは遺憾と言わざるを得ない。

　　二重行政の解消は、特別区設置でしか解決できないかのように喧伝されているが、現行の大阪市・大阪府を存続させてもその解消は可能である。大阪市を廃止し特別区を設置することには多額の経費がかかることや、東京都特別区の事務権限を超え、中核市並みにすると吹聴されているものの、東京都および東京都特別区に比べて乏しい税財源のもとで、これを実行すれば、直ちに財政危機を招くことは明白である。これらの問題点について、市民に対し、分かりやすく丁寧に説明していくことが重要である。

4.　事実、住民投票で大阪市の廃止・分割が承認されれば、2017年3月末日で大阪市役所も大阪市会も消滅するが、このことに伴い、地公法28条に規定される分限処分の可能性も否定できない。これまで橋下市長は大阪市の自治労加盟労働組合に対して不当労働行為を繰り返すとともに、「労使関係条例」や｢政治活動規制条例｣など、公務員労働者の権利を大きく制約し、法律違反の可能性が濃厚な条例を制定するなど、徹底した組合敵視政策を推し進めてきた。これは当該組合にとどまらず、全国に波及しかねない看過できない問題として、自治労本部として、労働委員会闘争や裁判闘争への支援を行ってきた。これらの闘争では大きな成果を勝ち取っているが、橋下市長の組合敵視姿勢は依然是正されていない。

5.　上記のとおり、大阪都構想は、基礎自治体を中心とした地方自治、地方分権を求めてきた自治労として、看過できない問題が多い。大阪府本部が進める取り組みへの連携を一層強化し、全国の組合員から大阪市内居住の親族・知人・友人に対する反対の呼びかけを展開するなど、住民投票での「否決」をめざした取り組みを進めていくものである。

2015年4月13日

全日本自治団体労働組合